

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業における新型コロナウイルス
感染症及び学校等の臨時休業に伴う「子供の食の確保」緊急対応策について

このことについて、平成 31 年度補助事業が令和 2 年度においても当面の間、継続して実施されることになったため、都の通知に基づき下記のとおり実施事業者に対する補助を行う。

記

1 補助対象

新型コロナウイルス感染症及び学校等の臨時休業に伴って実施の必要性が生じたものと認められるもので、都の包括補助事業「子供食堂推進事業」で補助対象になっている子供食堂、補助対象になっていない子供食堂または子供食堂を実施していない飲食店等が、子供食堂・飲食店等で調理または購入したものを無料または安価で配布・宅配する、または、その場で提供する事業。

2 補助基準額

1 食堂当たり 100 千円を上限とする。

3 補助対象経費

食事の提供に必要な経費（賃借料・会場借り上げ料、食材費、光熱水費、保険料、配送料等）を対象とする。ただし人件費は対象外とする。

4 補助金交付額

補助基準額と上記 3 の補助対象経費の実支出額を比較して少ないほうの額。

（補助率 都 10 / 10）

5 予算措置

令和 2 年度の現年度予算から支出する。（補正対応はなし）

6 その他

事業の詳細は、別途定める。